

まちなかステージ実施要領

まちなかステージ設置運営実行委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、まちなかステージ設置運営実行委員会（以下「委員会」という。）が設置し、ハピテラスを芸術文化活動の場として利用するための登録者の認定方法およびステージの利用方法等について定める。

(目的)

第2条 ハピテラスを音楽演奏などの芸術文化活動を行うことができる「まちなかステージ」として開放することにより、アーティストに表現の場を提供するとともに、まちなかで誰もが気軽に芸術文化に親しむ機会を提供し、賑わいを創出することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 登録者

まちなかステージの登録申請を行った者のうち、認定を受けた個人またはグループ

(2) 認定

第7条で定める利用方法等を遵守することを誓約した登録申請者を、まちなかステージの利用を許可された個人またはグループとして認めること。

(登録者の認定を行う者)

第4条 登録者の認定は、委員会が行う。

(登録者以外の活動禁止)

第5条 まちなかステージの利用を希望する者は、委員会から認定書の交付を受けるとし、登録者以外のまちなかステージでの活動は禁止する。ただし、委員会が特別に企画する場合はこの限りではない。

(認定申請)

第6条 認定を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号）を委員会あて提出しなければならない。

2 認定を受けようとする者に18歳未満（高校生を含む。）の者が含まれる場合は、

保護者同意書（様式第2号）を委員会あて提出しなければならない。

（誓約）

第7条 認定を受けようとする者は、第10条に定める利用方法等を遵守し、誓約書（様式第3号）を委員会あて提出しなければならない。なお、グループの登録においては、全ての構成員が利用方法等を遵守することを代表者が保証し、代表者一名が署名するものとする。

（認定）

第8条 委員会は、第6条の申請を行った者で、前条の誓約をした者については利用を承認し、登録者として認定する。なお、次の各号に該当する場合は認定を行わないものとする。

- （1）過去に認定を取り消されたことがある場合
- （2）登録申請の内容が事実と異なる場合

（認定書の交付等）

第9条 委員会は、前条による認定を行った場合は認定書を交付する。また、認定を行わないことを決定した者については、その旨通知する。

（利用方法等）

第10条 まちなかステージは、次の各号に定める利用方法により運用する。

（1）活動内容について

まちなかステージにおいて行う活動は、第2条に定める目的に合致する活動であること。なお、委員会が不相当と認める活動を行った場合には、当該登録者の利用を制限する場合があること。

（2）活動場所について

- ア 活動は、別紙1「まちなかステージ開催スケジュールおよび利用日時等」に指定した区域および時間帯等を遵守して行うこと。
- イ 一般の通行人や近隣の店舗利用者の妨げにならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても通行を妨げないよう協力を呼び掛けること。
- ウ ステージを利用する際は認定書を必ず携行し、関係者の求めに応じ提示すること。また、活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。
- エ 活動後は掃除を行い、ステージ周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

（3）事前の利用予約について

- ア まちなかステージの利用を希望する者は、利用日の7日前までに活動計画書

(様式第4号)を委員会あて提出し、予約するものとする。利用日の7日前までに活動計画書が提出できない場合は、委員会あて事前に相談するものとする。

イ 県、市または民間団体等による行事等の実施に伴い、まちなかステージが利用できない場合があるものとする。

(4) 利用料金について

まちなかステージの利用料金は、利用人数に関わらず、1時間当たり1,000円とする。ただし、18歳未満(高校生を含む。)の登録者が利用する場合は利用料金を免除できるものとする。

(5) 利用料金の支払いについて

ア まちなかステージを利用する者は、予約完了後、利用日までにまちづくり福井(株)あて利用料金を支払うこと。

イ 支払い方法は、まちづくり福井(株)の窓口において現金支払いまたは振込とする。ただし、振込手数料は利用者負担とする。

ウ すでに納入した利用料金は、返金しない。ただし、天災等の利用者の責めに帰さない理由によりまちなかステージを利用することができなくなった場合で、すでに支払った利用料金があるときは、当該利用料金を窓口において返金するものとする。

(6) ステージ備品について

ア ステージ設営に係る備品は、別紙2「まちなかステージ備品」に定める範囲で貸出しを行う。

イ 活動場所にスタッフを配置しないため、ステージに必要な備品を事務局から受け取り、登録者において適切に設営すること。

ウ 登録者の責めに帰す事由により、備品の滅失、き損その他の損害を与えた場合は、登録者の負担により原状復帰すること。ただし、天災その他不可抗力により生じた損害については、この限りではない。

エ 活動に係る必要備品等は登録者の責任で準備すること。

(7) 禁止事項について

ア CD、DVD、チケット等の物販行為

イ 投げ銭の強要(ただし、厚意によるものを除く)

ウ 周辺の店舗または他の施設利用者など近隣への迷惑になるような大音量や奇声を発生する器材・楽器の使用

エ 火気、刃物等の危険物の使用

オ 宗教的または政治的な宣伝を目的とした活動

(登録者の変更または廃止)

第11条 認定書の交付後、登録内容に変更があった場合、または登録者自体が解散また

は活動を廃止した場合は登録事項変更（廃止）届（様式第5号）を提出するものとする。

（認定の取消し）

- 第12条 誓約に違反した場合で、委員会の注意・指導に対しても改善が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該登録者（代表者）あて送付する。
- 2 前項の事由で認定を取り消された登録者に対しては、原則として再認定は行わないものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 登録申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報および提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守して委員会が適正に管理し、本事業で必要な場合にのみ使用するものとする。
- 2 登録情報のうち、登録者名（アーティスト名）、活動の名称および内容については、利用実績を広く周知するため、ホームページ上で公開するものとする。

附 則

- この要領は、令和3年4月26日から施行する。
- この要領は、令和3年6月22日から施行する。
- この要領は、令和5年3月15日から施行する。
- この要領は、令和6年5月1日から施行する。